

れいほく事務だより

再確認を！

いよいよ平成29年度も1か月をきりました！
春は、人事異動もそうですが、「卒業」「入学」「就職」「退職」といった家族の状況にも変化があります。
本人を含め、家族の状況について今一度確認をしましょう！

公立学校共済組合

【本人について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（本人）

【被扶養者について】

	必要な手続き	申告に必要な書類
就職した場合	認定の「取消」申告	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○就職先の保険証の写しなど
22歳の年度末を迎え、給与上の扶養親族でなくなったが、引き続き扶養する場合	「認定種別切替」の申告（一般→特別）	○被扶養者・認定（種別切替）・取消申告書 ○認定種別切替時の添付書類
転居した場合	「住所変更」の申告	○記載事項等変更申告書（被扶養者）

事実発生から**30日以内**に届ける必要があります。

- ◆新規認定の場合は、遡って認定されません。
- ◆取消の場合は、遡って取消をされます。（医療費の戻入が発生する場合があります。）

嶺北地域学校事務支援室
平成29年度 No.4

3月

諸手当（見落とししやすい事例）

1 扶養手当

- 扶養親族（実父母、配偶者等）の公的年金と個人年金の受給合計額が、限度額（130万円）を超過していた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（配偶者、実子等）が就職し、限度額を超過する収入を得ていた事実を把握していなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。
- 扶養親族（実子等）がアルバイト等により、不安定ではあるが、3箇月平均で限度額（108,333円）を超過する収入を得ていた事実を把握してなかったため、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

2 通勤手当

- 人事異動や転居等により、自宅（持ち家）等から勤務校までの通勤距離に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 高速道路（常用する職員）の利用において、新たに無料区間が設定され、通行料金に変更が生じたにもかかわらず、支給要件の変更の届出を怠っていた。
- 実測する時に、本人が通常使う道のほかに「一般に利用しうる最短経路」があることを見過ごし、確認することを怠っていた。
- 学校の敷地外に駐車場があるのに、校門までの距離を測っていた。（距離の近い方で測定すべきであった。）

3 住居手当

- 家賃変更があったが、届出を忘れていた。
- 人事異動や転居等により、住居が借家から自宅（持ち家）に変更になったにもかかわらず、支給要件の喪失の届出を怠っていた。

留意点

年金額が改定された時、増額に気づいていますか？

支給要件の限度額が年額130万円だけではなく、月額108,333円を喪失することをご存じですか？

共済組合の扶養、所得税上の扶養の変更の時、手当の支給要件についても確認しましょう。

住居届と通勤届はセットで考えましょう。

ETCの利用は、通行料金の変更に気づきにくいので、気をつけましょう。

通常使う道のほかに、最短経路はないですか？

※実測による認定の場合

住居手当の支給額は、一律ではありません。家賃額の改定に気をつけましょう。

お知らせ

- 異動に伴い住居を引っ越しする際、運送事業の許可を受けていない業者に依頼すると移転料が支給されない場合があります。
- 種々の届出に住民票の添付が必要な場合、マイナンバーの表示のないものを提出してください。

（裏面につづく・・・）

教員特殊業務手当が改正されました。

平成29年12月に公立学校職員の給与に関する条例の一部改正がありました。2月分支給（1月分実績）から変更されています。

1 修学旅行等における指導業務

4,250円 → **5,100円**

2 対外運動競技等における指導業務

4,250円 → **5,100円**

3 部活動における指導業務

- ・ 4時間以上 3,000円 → **3,600円**
- ・ 2時間以上4時間未満 1,500円 → **1,800円**

※給与調書で確認してみてください。



◆◆◆公立学校共済組合の保健事業が見直されます◆◆◆

1月下旬に「保健事業の見直しについて」という冊子をご覧いただけただいしょうか？平成30年度からさまざまな事業が大幅に変わります。

この年度末で事業終了となる次のものに該当する方は、遅滞なく請求手続きを行ってください。

■保育用品等配付事業のうち図書カード（5,000円分）



退職後の医療保険制度について



在職中の医療保険は、公立学校共済組合に所属していましたが、退職と同時にその資格を喪失するため、在職中の組合員証等を使って医療給付を受けることができなくなります。

したがって、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

再任用職員 （フルタイム）となる	引き続き公立学校共済組合員となる。	
再就職する	再就職先の健康保険が適用される	再就職先の健康保険に加入する。
	再就職先の健康保険が適用されない	次の3種類から選択 1 家族の加入している健康保険の被扶養者となる。 2 公立学校共済組合任意継続組合員制度に加入する。 3 国民健康保険に加入する。
再就職しない		



個人所有のポイントカードの公務での使用について

平成28年度の高知県の定期監査結果（出先前期）の報告によると、一部の所属において「前渡資金（常時資金及び随時資金）により物品等を購入する際に、執行職員等が個人所有のポイントカードを使用し、支払時にポイントの加算を受けていた」という事例が発生しています。市町村教育委員会からも注意喚起の文書が通知されています。

今一度次のことに注意してください。

☐ PTA会計、学級会計などから現金で物品を店舗またはインターネットで購入する際、個人のポイントカード（ポイントのつくクレジットカード）を使用しない。

☐ 補助金などで出張する場合、大手旅行会社のポイントがつく旅行手配をしない。 など